

○松江市個人情報保護条例

平成 17 年 3 月 31 日
松江市条例第 15 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 実施機関が保有する個人情報の保護
 - 第 1 節 個人情報の適正な取扱いの確保(第 4 条—第 11 条の 2)
 - 第 2 節 個人情報の開示等(第 12 条—第 36 条)
- 第 3 章 個人情報保護審議会(第 37 条)
- 第 4 章 雑則(第 38 条—第 47 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、自己に関する個人情報の開示及び訂正等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で適正な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、ガス事業管理者、自動車運送事業管理者、駐車場事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。
- (3) 公文書 松江市情報公開条例(平成 17 年松江市条例第 14 号。以下「情報公開条例」という。)第 2 条第 2 号に規定する公文書をいう。
- (4) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。

(実施機関の責務等)

第 3 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

- 2 実施機関の職員又は職員であった者は、その職務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

第1節 個人情報の適正な取扱いの確保

(個人情報取扱事務の届出)

第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務を除く。以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務の目的
 - (3) 個人情報の記録の内容
 - (4) 個人情報の記録の対象者
 - (5) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、個人情報取扱事務が開始され、又は変更された日以後において、当該届出をすることができる。
 - 3 実施機関は、前2項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。
 - 4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、これを一般の閲覧に供するものとする。
 - 5 前各項の規定は、市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

(収集の制限)

第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき。
 - (2) 前号に定めるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の理由により、本人から収集することができないとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
- (7) 他の実施機関から第7条第1項各号に掲げる個人情報の提供を受けるとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

4 実施機関は、第2項第2号又は前項第8号の規定により個人情報収集するときは、あらかじめ第37条第1項の松江市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

(適正な維持管理)

第6条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに、破棄し、又は消去しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 実施機関は、収集したときの個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。

- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第 5 号の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、あらかじめ松江市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

(オンライン結合による提供の制限)

第 8 条 実施機関は、実施機関以外のものに対してオンライン結合（通信回線を用いて電子計算機その他の機器を結合し、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが入手し得る状態にする方法をいう。）による個人情報の提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第 2 号の規定により、オンライン結合による個人情報の提供をするときは、あらかじめ松江市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

(提供先に対する措置等)

第 9 条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、当該提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(委託に伴う措置)

第 10 条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(指定管理に伴う措置)

第 10 条の 2 実施機関は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に公の施設の管理を行わせるときは、当該公の施

設の管理に係る業務(以下「指定管理業務」という。)に関して取り扱われる個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。

(受託者の責務等)

第 11 条 個人情報取扱事務の委託を受けたものは、第 10 条の個人情報を保護するために講ぜられた必要な措置に従うとともに、自らも個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理者の責務等)

第 11 条の 2 指定管理者は、指定管理業務を行うに当たって個人情報を取り扱うときは、第 10 条の 2の個人情報を保護するために講ぜられた必要な措置に従うとともに、自らも当該個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者並びに指定管理業務に従事している者及び従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第 2 節 個人情報の開示等

(開示請求権)

第 12 条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書に記録された自己に関する個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

- 2 次に掲げる者は、前項の開示請求を本人に代わってすることができる。ただし、本人が当該開示請求に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

- (1) 親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人(以下「親権者等」という。)

- (2) 保佐人、補助人又は任意後見人(当該開示請求が家庭裁判所の審判又は任意後見契約により付与されている代理権の範囲内であるものに限る。以下「保佐人等」という。)

(開示請求の手續)

第 13 条 前条の規定により開示請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所
- (2) 親権者等又は保佐人等が開示請求をする場合にあっては、本人の氏名及び住所
- (3) 開示請求に係る個人情報に特定するために必要な事項
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその親権者等若しくは保佐人等であること(保佐人等にあっては、当該開示請求が付与されている代理権の範囲内であることを含む。)を証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務等)

第 14 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定又は実施機関が法令上従う義務を負う国等(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、他の地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)の機関の指示により、本人に開示することができない情報
- (2) 開示請求者(当該開示請求者が親権者等又は保佐人等の場合は、本人。以下この号において同じ。)以外の者の個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の権利利益を害するおそれがあるもの
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事

業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(4) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に支障を及ぼすおそれがあるもの

(5) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(6) 市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正当な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 親権者又は未成年後見人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められる情報（部分開示）

第 15 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分を開示しなければならない。ただし、当該部分

を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(存否に関する情報)

第 16 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第 17 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨(一部を開示しないときは、その理由を含む。)及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定(前条の規定により開示請求を拒否する旨の決定及び開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定を除く。)をした場合において、当該個人情報の全部又は一部についての開示が可能となる時期が明らかであるときは、その旨を前 2 項の規定による書面に付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第 18 条 前条第 1 項及び第 2 項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して 15 日以内にしなければならない。ただし、第 13 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出機会の付与等)

第 19 条 開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情

報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報記録された公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第33条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定した旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第20条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示決定に係る個人情報の開示をするものとする。

- 2 個人情報の開示は、個人情報記録された公文書の当該個人情報に係る部分につき、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、当該個人情報記録された公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。
- 4 第13条第2項の規定は、第1項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示手続の特例)

第21条 実施機関があらかじめ定める個人情報については、第13条第1項の規定にかかわらず、当該実施機関が定める簡易な方法により開示請求をすることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による開示請求があったときは、第17条から前条までの規定にかかわらず、当該実施機関が定める方法により、速やかに、当該個人情報を開示するものとする。

(費用負担)

第22条 この条例の規定により公文書(これを複写したものを含む。)の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求権)

第 23 条 第 20 条第 1 項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正（追加及び抹消を含む。以下同じ。）の請求をすることができる。

2 第 12 条第 2 項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

（訂正請求の手続）

第 24 条 前条の規定により訂正請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所
- (2) 親権者等又は保佐人等が訂正請求をする場合にあっては、本人の氏名及び住所
- (3) 訂正に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (4) 訂正を求める内容
- (5) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 前項に規定する訂正請求をする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正請求に対する措置）

第 25 条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨（一部を訂正しないときは、その理由を含む。）を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、当該訂正請求に係る個人情報の訂正をするものとする。

3 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしないときは、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

（訂正請求に対する決定等の期限）

第 26 条 前条第 1 項及び第 3 項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、第 24 条第 3 項において準用する第 13 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日に限り延長する

ことができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(削除請求権)

第 27 条 第 20 条第 1 項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が第 5 条の規定に違反して収集されたと認める者は、実施機関に対し、その削除の請求をすることができる。

- 2 第 12 条第 2 項の規定は、前項の規定による削除の請求(以下「削除請求」という。)について準用する。

(削除請求の手續)

第 28 条 前条の規定により削除請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面(以下「削除請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 削除請求をする者の氏名及び住所
- (2) 親権者等又は保佐人等が削除請求をする場合にあっては、本人の氏名及び住所
- (3) 削除請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (4) 削除を求める理由
- (5) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

- 2 第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定は、削除請求について準用する。

(削除請求に対する措置等)

第 29 条 第 25 条及び第 26 条の規定は、削除請求があった場合について準用する。

(中止請求権)

第 30 条 第 20 条第 1 項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が第 7 条の規定に違反して利用され、又は提供されたと認める者は、実施機関に対し、その中止の請求をすることができる。

- 2 第 12 条第 2 項の規定は、前項の規定による中止の請求(以下「中止請求」という。)について準用する。

(中止請求の手續)

第 31 条 前条の規定により中止請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面(以下「中止請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 中止請求をする者の氏名及び住所
- (2) 親権者等又は保佐人等が中止請求をする場合にあっては、本人の氏名及び住所

- (3) 中止請求に係る個人情報 を特定するために必要な事項
- (4) 中止を求める理由
- (5) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定は、中止請求について準用する。
(中止請求に対する措置等)

第 32 条 第 25 条及び第 26 条の規定は、中止請求があった場合について準用する。

(審査会への諮問)

第 33 条 開示決定等、訂正決定等、第 29 条において準用する第 25 条第 1 項及び第 3 項の決定(以下「削除決定等」という。)又は前条において準用する第 25 条第 1 項及び第 3 項の決定(以下「中止決定等」という。)について行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立ての審理を行う処分又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、第 35 条第 1 項の松江市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
 - (2) 決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
 - (3) 決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求に係る個人情報を当該訂正請求と同一の内容で訂正する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報を訂正請求と同一の内容で訂正することとするとき。
 - (4) 決定で、不服申立てに係る削除決定等(削除請求に係る個人情報の全部を削除する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を削除することとするとき。
 - (5) 決定で、不服申立てに係る中止決定等(中止請求に係る個人情報の全部の利用又は提供を中止する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の利用又は提供を中止することとするとき。
- 2 前項の規定により諮問をした審査庁又は処分庁(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)(不服申立てに対する裁決又は決定)

第 34 条 諮問庁は、前条の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、遅滞なく、当該不服申立てに対する裁決又は決定をするものとする。

2 第 19 条第 2 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(松江市個人情報保護審査会)

第 35 条 第 33 条第 1 項に規定する諮問に応じて審議を行うため、松江市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の委員は、情報公開条例第 21 条に規定する松江市情報公開審査会の委員をもって充てる。

3 審査会の委員の任期は、松江市情報公開審査会委員の任期による。

4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(調査権限等)

第 36 条 審査会の調査権限、意見の陳述、意見書等の提出、提出資料の閲覧、審査会の会議の非公開及び答申書の送付については、情報公開条例第 22 条から第 27 条までの規定の例による。

第 3 章 個人情報保護審議会

(個人情報保護審議会)

第 37 条 この条例によりその権限に属された事項の審議を行うため、松江市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、前項に規定する審議のほか、個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。
- 3 審議会は、委員7人以内をもって組織し、委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(苦情の申出)

第38条 実施機関は、当該実施機関の個人情報の取扱いに関する苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

(出資法人の措置)

第39条 市が出資している法人のうち規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する個人情報を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(運用状況の公表)

第40条 市長は、毎年1回この条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(他の制度との調整等)

第41条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
 - (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
 - (3) 市立図書館その他市の施設又は機関において、市民の利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物等に記録された個人情報
- 2 他の法令等(情報公開条例を除く。)の定めるところにより、自己に関する個人情報の閲覧、縦覧又は写しの交付を受けることができる場合は、第12条から第22条までの規定は、適用しない。

3 他の法令等の定めるところにより、自己に関する個人情報の訂正、削除又はその利用の中止をすることができる場合は、第 23 条から第 32 条までの規定は、適用しない。

4 他の法令等の定めるところにより、自己に関する個人情報を閲覧、縦覧又は写しの交付を受けた場合は、第 23 条第 1 項、第 27 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定の適用については、開示を受けたものとみなす。

(委任)

第 42 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 43 条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第 11 条第 2 項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は第 11 条の 2 第 2 項の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人情報(公文書に記録されているものに限る。この条及び次条において同じ。)を含む個人の秘密に属する事項が記録された情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 44 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 45 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 46 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務(第 11 条第 1 項又は第 11 条の 2 第 1 項の業務をいう。)に関して、第 43 条又は第 44 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 47 条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示又は第 21 条第 2 項の規定による開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、合併前の松江市、鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町及び八束町並びに解散前の松江地区広域行政組合及び松江鹿島水道企業団(以下「合併関係市町村等」という。)から承継された個人情報については、この条例の相当規定により収集されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併関係市町村等において行われていた個人情報の処理で、この条例の施行の際、実施機関が引き続き行うものは、この条例の相当規定により行ったものとみなす。
- 4 施行日の前日までに、合併前の松江市個人情報保護条例(平成 14 年松江市条例第 5 号)、鹿島町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(平成 2 年鹿島町条例第 17 号)、島根町の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例(平成 11 年島根町条例第 1 号)、美保関町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例(平成 8 年美保関町条例第 21 号)、八雲村電子計算システムに係る個人情報の保護に関する条例(平成 10 年八雲村条例第 25 号)、玉湯町の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例(平成 8 年玉湯町条例第 1 号)、宍道町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和 62 年宍道町条例第 10 号)若しくは八束町の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例(平成 11 年八束町条例第 7 号)又は解散前の松江地区広域行政組合電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(平成 6 年松江地区広域行政組合条例第 1 号)(以下これらを「合併等前の条例」という。)の規定によりなされた開示決定等その他の処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併等前の条例の例による。

附 則(平成 17 年 7 月 12 日松江市条例第 396 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 25 日松江市条例第 64 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 25 日松江市条例第 54 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。